

(8) 児童相談所長又は都道府県の保護者指導関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第26条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三～七 （略）

2 （略）

第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三・四 （略）

②～⑥ （略）

<内容>

法第26条第1項第2号の厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること
- 二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を有していること
  - ア 法第13条第2項各号のいずれかに該当する者
  - イ 法第12条の3第2項第2号に該当する者
  - ウ 児童相談所長又は都道府県知事がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(注) 二は、児童福祉司、児童心理司相当の専門性を有する者を定める趣旨である。